

# 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（特定）

**所在地** 東京都渋谷区西原 2-49-10

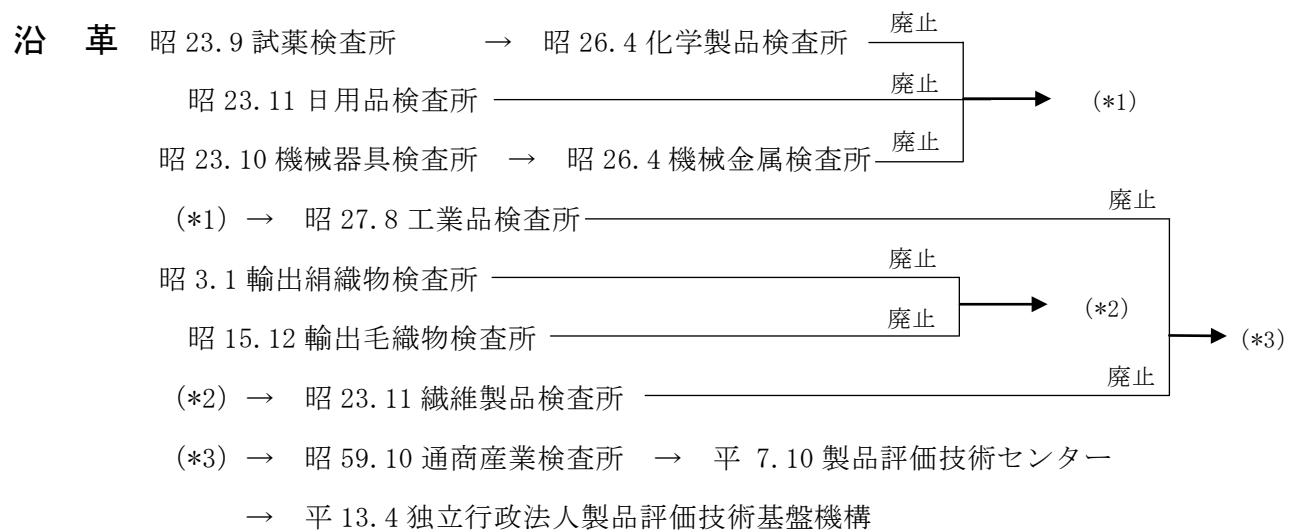
電話番号 03-3481-1921 郵便番号 151-0066

ホームページ <http://www.nite.go.jp/>

**根拠法** 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号）

**主務府省** 経済産業省産業技術環境局知的基盤課、大臣官房政策評価広報課  
(評価委員会庶務)

**設立年月日** 平成 13 年 4 月 1 日



**目的** 工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

**業務の範囲**

1. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。
2. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
3. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。
4. 第一号の評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。
5. 前各号の業務に附帯する業務を

を行うこと。

○ 前項の業務のほか、次の業務を行う。  
①工業標準化法第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 40 条第 1 項の規定による立入検査及び第 42 条第 1 項第 8 号の規定による検査  
②ガス事業法第 39 条の 17 第 1 項第 8 号の規定による検査並びに第 47 条第 1 項及び第 3 項の規定による立入検査  
③電気用品安全法第 42 条の 4 第 1 項第 8 号の規定による検査又は質問並びに第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査又は質問  
④家庭用品品質表示法第 19 条第 1 項の規定による立入検査  
⑤液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 64 条第 1 項第 8 号の規定による検査又は質問並びに第 83 条第 1 項及び第 5 項の規定による立入検査又は質問  
⑥消費生活用製品安全法第 31 条第 1 項第 8 号の規定による検査並びに第 41 条第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査  
⑦化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 44 条第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査、質問又は収去  
⑧計量法第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査（同法第 144 条第 1 項に規定する登録事業者に対するものを除く。）  
⑨化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 30 条第 5 項の規定による立会い及び第 33 条第 1 項の規定による立入検査、質問又は収去  
⑩特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第 37 条第 4 項の規定による立入検査又は質問  
⑪遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 32 条第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去

## 財務及び予算の状況

<資本金> 19,072百万円

<国有財産の無償使用> あり

<予算計画>

(単位:百万円)

	区分	中期計画予算 (平成23~27年度)	平成25年度予算
収入	運営費交付金	34,081	6,469
	施設整備費補助金	3,364	2,460
	受託収入	324	240
	うち国からの受託収入	324	190
	うちその他からの受託収入	0	50
	その他収入	1,231	285
	講習関係収入	823	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	—	72
計		39,823	9,527
支出	業務経費	29,914	5,990
	施設整備費補助金	3,364	2,460
	受託経費	324	240
	一般管理費	5,398	837
	講習関係経費	1,020	—
計		40,020	9,527

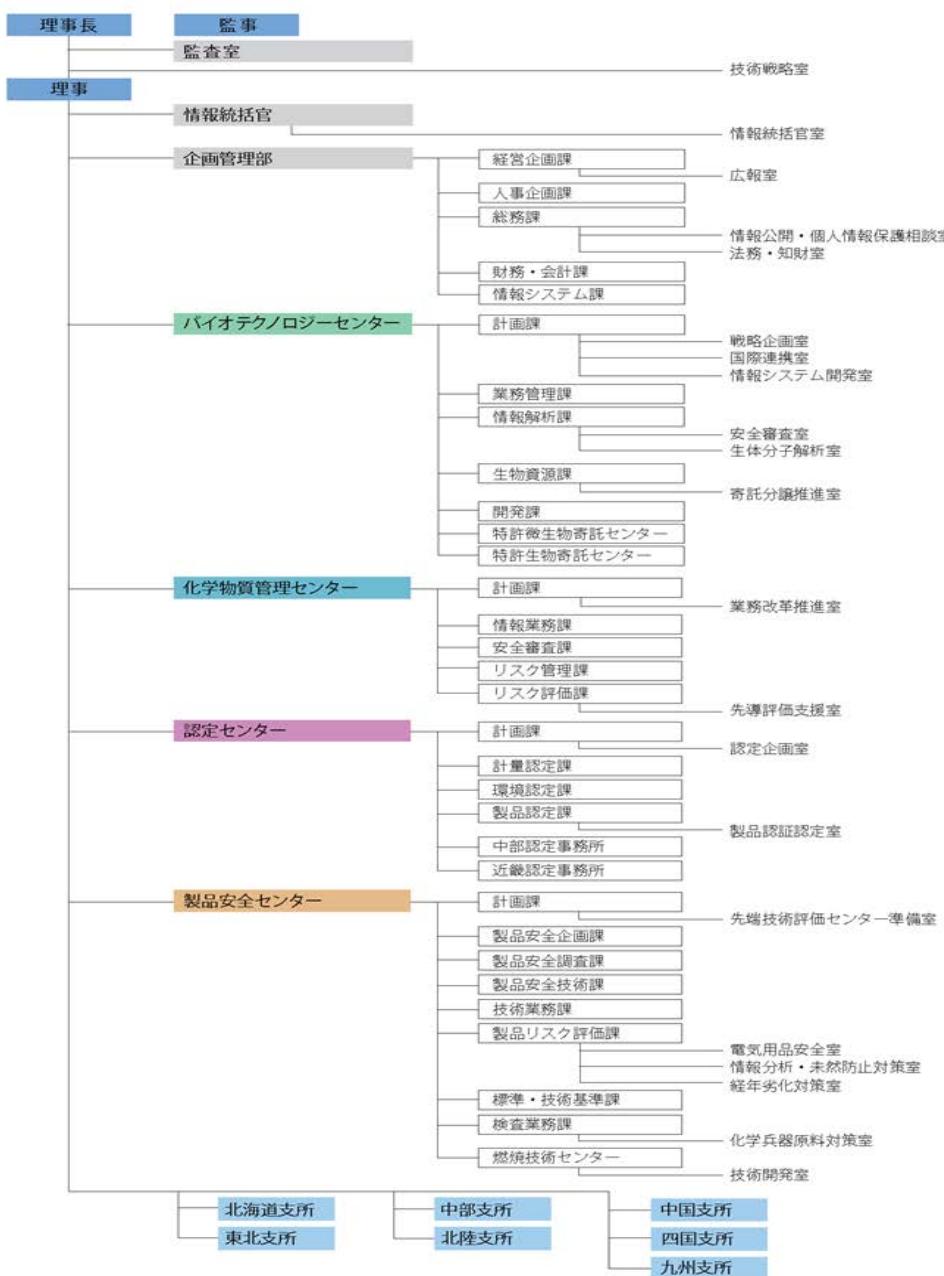
<短期借入金の限度額> 3,200百万円

## 組織の概要

＜役員＞ (理事長・定数1人・任期2年) 安井至 (理事・定数2人・任期2年) 河本光明、山本修 (監事・定数2人・任期2年) 鈴木孝利、(非常勤) 織朱實

〈職員数〉 563人（常勤職員407人、非常勤職員156人）

### ＜組織図＞



## 中期目標

### I. 中期目標期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（5 年間）

### II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

国民の安全レベルの向上、製品等の信頼性と安全性の確保を支える社会的基盤の整備、国際的な枠組みの下での我が国の社会的要請への貢献という機構の役割を積極的に果たす上で、機構としては、経済及び産業の発展等に資するため、社会的リスクの低減を図ることを第 3 期における機構全体に共通する目標とし、これを「N I T E 長期ビジョン 2020」に位置づけて一体的に業務を進めるとともに、組織全体で高度な専門的人材の複層的活用を進め、柔軟な組織運営体制を更に向上させることが求められる。

その際、法令等による規制が及んでいない新技術分野への対応や海外の規制に対する国際的な対応等、緊急、重要な新たな社会的要請などに対しては、法的枠組みの整備・運用に限られることなく、適合性認定スキームの活用等により、果敢に、適切な技術的対応を行うことが求められる。また、機構の中核的な業務である関係法令の執行・支援業務を含め、社会的リスクを低減するための機構の業務を的確に実施するために必要とされる高度な技術力を有する人材を戦略的に確保し、育成することや、関係機関との連携の強化等を行い、科学的知見、技術力等を更に向上して、機構の優位性を更に高めていくことが求められる。さらに、国民の安全の確保のために必要不可欠な技術基盤の充実を図ることが求められる。

これらの観点を踏まえ、機構は、次の取組みを行うものとする。

#### A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

##### A-1. 製品安全分野

製品安全分野における社会的リスクとしては、輸入品を含めた製品安全のリスクを想定する。特に、高齢者・子供が被害を受けることとなる製品事故のリスクを重視する。これらの社会的リスクを低減するため、機構は、製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みを強化すること等により、国民と事業者との間に立って情報提供や技術的支援を行うとの立場から、その業務を着実に実施するものとする。

## 1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

### （1）事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

事故情報の収集を充実する観点から、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との連携体制を強化する。また、医療機関等と連携し、高齢者や子供に関する事故の情報収集を強化する。

事故原因究明の確度を高めるため、初動調査における現場確認、事故品確認を重点的に実施する。併せて、R-Map分析等のリスク分析手法の活用を徹底し、プライオリティ付けを更に強化し、一層の効率化を図るとともに、外部有識者、専門技術者を活用して、的確かつ迅速な事故原因究明を行う。

事故原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発等を行うとともに、信頼される機関であることを維持するための取組みを進める。

### （2）安全レベルの質的向上

製品事故の再発防止から未然防止に向けて製品安全対策を高度化して、安全レベルの質的向上等を図る。

具体的には、収集した事故情報を積極的に提供するだけでなく、重大なリスクを有する製品や経年劣化による事故の発生が多い製品を中心として、事故原因の解析を行い、また、高齢者や子供等の行動分析によるリスク評価を行い、これらを事業者等に積極的に情報提供することにより、製造事業者が、安全な製品の設計の早期段階において人間特性や経年劣化を含め当該情報を反映することや、また、製品のライフサイクルに応じた安全設計を行うことが容易となり、未然防止に資するものとなるようとするなど、事業者等の主体的な取組みを技術面で支援する。

また、家電量販店を含めた事業者、消費生活センター等との連携強化により、ヒヤリ・ハット情報の収集を拡大するとともに、海外の製品安全関係の機関と事故情報を交換し、事故原因究明技術等を共有するほか、積極的、能動的に我が国へ輸出される商品の安全性を高めることに資する情報提供や技術研修を実施する。

消費者に対する情報提供について、より適切なものとなるよう、小・中学生、社会人、高齢者などの類型に応じて、伝える媒体や情報内容を選択し、事故の未然防止に活用する。

製品に係る技術基準・規格等及び関連する認証制度を活用して、海外からの輸入品による事故防止を強化する。

### （3）技術基準・規格等の提案活動の強化

確度の高い事故原因究明結果に基づき、技術基準・規格等の整備・見直しの

ため、国や、これに関わる民間の団体に対する技術的支援を行う。その際、高齢者、乳幼児の用いる製品の安全確保に係る技術基準・規格等の充実を図る。

また、製品に係る技術基準・規格等の国際整合化を支援する。

#### （4）製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

消費生活用製品安全法に基づく主務大臣からの指示による消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に実施する。

このほか、確度の高い事故原因究明結果も踏まえ、工業標準化法、計量法、消費生活用製品安全法等の製品安全4法、家庭用品品質表示法に基づく法執行・支援業務を的確に実施する。

## 2. その他

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係に留意しつつ、機構の技術的、専門的優位性にかんがみ、協定の締結を含め、効果的、効率的な連携体制の構築に協力する。

## A-2. 化学物質管理分野

化学物質管理分野における社会的リスクとしては、製品由来によるものを含め、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクを想定する。これらの社会的リスクを低減するため、国民の安全レベルの質的向上等を図る観点から、持続可能な開発に関する世界首脳会議での合意を念頭に置きながら、機構は、化学物質管理法令の法執行・支援業務を主軸として、その業務を着実に実施するものとする。

### 1. リスク評価に基づく化学物質の管理

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関しては、新規化学物質に係る審査支援等を確実に実施するとともに、平成21年度に新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度の着実な運用に資するため、リスク評価等の体制の整備、実運用のための技術的支援に重点を置いて実施する。その際、化学物質の安全性等の予測に関する手法の調査、検討を進める。

### 2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関しては、事業者から届出のあった化学物質排出移動量等についての集計等

に加えて当該データ等の整理、解析等を行うとともに、国内外の情報の収集、整理を行い、事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理施策を支援する。

また、届出にあたり二次元コードの利用等を促進し、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等に係る業務の一層の効率化を図る。その際、電子的に処理可能な届出の割合が全届出の50%を超えるものとなるように努める。

### 3. 化学兵器に係る国際約束の担保

化学兵器の不拡散強化という国際的な流れを踏まえ、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく法執行・支援業務を的確に実施する。

### 4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質の安全性等の情報について、国内外におけるリスク評価結果等を収集、整理し、国民、事業者等に対する情報提供の強化を行うとともに、国際的な情報基盤の整備に対応する。

その際、技術進歩に伴い利用が進められるナノ材料や新たな化学物質、製品経由による化学物質のリスク評価手法等の課題について、関係機関の研究動向を踏まえて、調査、検討を行う。

また、化学物質のリスク等について、受け手の側のニーズ等を踏まえながら、国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進のため、支援を行う。

## A-3. バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野における社会的リスクとしては、遺伝子組換え生物を含む微生物を産業利用する際の安全性確保に係るリスク、有用生物遺伝資源の安定供給に係るリスク、生物多様性の確保に係るリスクを想定する。これらの社会的リスクを低減し、安全性を確保した産業利用の促進を図るため、機構は、中核的な生物遺伝資源機関としての立場から、その有する微生物の分類・同定技術やゲノム解析技術等を活用し、その業務を着実に実施するものとする。

### 1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

バイオテクノロジーの産業利用の促進の観点から、その基礎となる安全レベルの質的向上等を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の執行・支援業務の高度化を図る。

また、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく事業者が行うモニタリング等に対する技術的支援を実施する。

有害物質の分解や除去等汚染土壤の浄化のために環境に導入する微生物のリ

スク評価に係る手法の開発等を行う。

## 2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

### （1）国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

産業利用として有用な微生物等の生物遺伝資源について、安全性や産業利用上有用な機能等の情報を附加した上で、安定的に供給する取組みを強化する。また、利用者の利便を高めるため、国内における微生物の検索に係るデータベースの充実と、国際的な生物遺伝資源機関のネットワークの連携強化等を進める。

さらに、バイオテクノロジーを活用して新たな産業・市場を創出し、我が国の競争力の向上に資する観点から、知的基盤を整備し、国全体として、長期的に安定して微生物の提供等を行うため、機構は、中核的な生物遺伝資源機関として、関係機関との意見交換や連携等を進め、その機能を強化する。

### （2）海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

生物の多様性に関する条約を踏まえ、アジア各国との二国間協力関係を維持・強化し、生物遺伝資源に対するアクセス・ルートを確保する。

また、中南米、アフリカ等の資源国についても、企業のニーズ、政策的必要性等を踏まえ、資源国の事情についての調査を行う。

### （3）特許微生物に係る寄託業務の一元化

微生物の産業利用を促進する観点から、寄託者にとって信頼性と利便性の高いものとなるよう、特許微生物に係る寄託業務について、機構の特許微生物寄託センターと独立行政法人産業技術総合研究所の特許生物寄託センターを機構の下に統合して、業務の一元化を図る。

また、生物遺伝資源機関としての業務と特許微生物寄託業務を効率的に実施する観点から、施設・設備の共用化、人員の業務兼務等を進める。また、既存の利用者への影響等を精査しつつ、寄託に係る手数料の見直しを行う。

## A－4. 適合性認定分野

適合性認定分野における社会的リスクとしては、計量・計測の不正確さが招くリスク、経済のボーダレス化に伴う輸入品の安全性のリスク、技術革新に伴う新技術製品の安全性のリスク、輸出製品の海外規制等に対するリスクを想定する。これらの社会的リスクを低減するため、機構は、製品事故の未然防止、取引の円滑化等に貢献すべく、新たな分野の認定ニーズを含めた社会的要請に積極的に対応する観点から、その業務を着実に実施するものとする。

## 1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

製品事故の未然防止、環境保全、取引の円滑化等のため、工業標準化法及び計量法、消費生活用製品安全法等の製品安全4法、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律については、制度の普及等を行いつつ、法執行・支援業務を的確に実施する。その際、海外からの輸入品を含めた製品の事故を防止するために、認証機関が行う安全基準等への適合性について、認定機関としての機構による評価を一層強化する。

また、地球温暖化対策や環境測定等の分野を含めた計量・計測の信頼性確保のニーズ、国際的な試験所認定のニーズ、新規分野での認定ニーズなどに対しては、ニーズ調査や関係者との情報交換等を進め、信頼性の確保、事業者の利便性の向上に留意しながら、迅速かつ的確に認定システムを提供する。

## 2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

我が国の中核認定機関として、国際規格に適合したマネジメントと透明性を確保し、また、職員の技術的能力を高めること等により、信頼性の向上を図る。

## 3. 標準物質に係る情報提供

標準物質については、試験・校正事業者等に信頼性の高い情報を提供とともに、標準物質総合情報システム（RMinfo）への情報入力を自ら行うことができる事業者を経費の増大を招くことなく拡大する。

なお、上記業務については、「第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）」において新たな知的基盤整備計画の策定が求められたことを踏まえた所要の検討がなされたため、平成26年3月31日までに当該業務の全部を産業技術総合研究所へ移管する。

## A-5. その他

### 1. 講習業務

電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務については、平成25年3月31日限りで廃止する。

なお、当該業務に係る組織・人員を機構内で政策的に優先度のより高い分野で活用する。

### 2. 依頼試験評価業務

機構の技術的能力を活かし、民間での実施が困難な技術基準適合性を確認するための試験について依頼があった場合には、当該依頼に係る試験・評価を適

切に実施する。

## B. 組織・業務運営における取組みの強化

### 1. 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行う仕組みとしての内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報共有を図る。

その際、コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保する。

### 2. 戦略的な人材の確保・育成

機構が「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を戦略的に確保し、育成するとともに、新しい社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるよう、専門分野の複層化につながる取組みを一層進める。また、これらの人材を支援する管理部門についても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。

その際、組織が学び、組織に学ぶという、ダイナミックかつインタラクティブな組織運営に留意するとともに、職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に必要な教育・研修を積極的に実施するとともに、自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を図ることに留意する。

### 3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

機構の各分野における専門家の流動化を図り、連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、機構の役割を果たす上で最適な内部組織を構築する。

また、製品事故に係る調査を限られた資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう、高度な燃焼業務への特化や地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置による一層の平準化を図る。

### 4. 契約の適正化

随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等に際し実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件

の整備を一層進め、一者応札・一者応募の減少を図る。

その際、情報提供の充実・透明性の確保、入札公告の早期化、入札参加要件の緩和等による入札参加者の利便性向上を図るとともに、高額な物品調達等の契約については、一者のみが応札した場合には、第三者で構成する契約監視委員会の意見を踏まえて入札手続きをやり直す制度を導入するなど、契約における実質的な競争の確保に向けた取組みを強化することに留意する。

## 5. 広報、情報提供の推進

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

## III. 業務運営の効率化に関する事項

機構は、これまで限られたリソースの下で、業務の見直しを繰り返し進めるとともに、組織全体で高度な専門的人材の複層的活用を進め、内部統制の充実・強化に先駆的に取り組むことにより、効果的、効率的な組織運営に努め、社会的な要請、行政ニーズ等に柔軟に対応することを可能としてきた。

第三期中期目標期間においては、上記Ⅱ. に掲げる事項を実施するとともに、効率化による経費の削減等を図ることにより、業務運営の効率化に更に取り組んでいくものとする。

なお、その際、業務運営の効率化に努めることへのインセンティヴの付与について検討する。

### 1. 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングや外部人材活用等により、業務運営コストを縮減する。

特に、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充等は除外した上で、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から、第三期中期目標期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、自己評価を厳格に行なった上で、同期間中、平均で前年度比3%以上の削減を行う。

また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

## 2. 人件費の適正化

役職員の給与水準については、手当も含め、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その在り方を検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組み状況を公表する。

また、総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で人員について5%以上の削減を行う取組みについて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成23年度までその総人件費改革の取組みを継続する。

## 3. 業務の電子化の推進

業務・システムの効率化を図るため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき策定された業務・システム最適化計画を着実に実施する。また、情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

## IV. 財務内容の改善に関する事項

業務の効率的な実施による費用の低減、その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

### 1. 自己収入の増大

機構の多様な事務及び事業の確実な実施を確保するため、運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

### 2. 保有資産の見直し等

機構が保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。また、特許権について、保有する目的を明確にし、これを踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図る。

## V. その他業務運営に関する重要事項

個人情報の取扱いや文書管理を含め、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努めるものとする。

## 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日)

[単位:円]

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	3,131,445,161	運営費交付金債務	1,195,979,693
たな卸資産	4,676,417	未払金	1,195,061,228
未収金	254,148,333	未払費用	1,678,135
前払金	2,209,368	前受金	71,640,197
前払費用	7,630,984	短期リース債務	253,279,335
<b>流 動 資 産 合 計</b>	<b>3,400,110,263</b>	<b>預り金</b>	<b>22,834,548</b>
		<b>流 動 負 債 合 計</b>	<b>2,740,473,136</b>
<b>II 固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>	
<b>1 有形固定資産</b>		<b>資産見返負債</b>	
建物	13,261,870,851	資産見返運営費交付金	2,160,864,543
減価償却累計額	▲ 5,971,961,654	資産見返物品受贈額等	53,936,504
構築物	7,289,909,197	建設仮勘定見返運営費交付金	4,609,500
減価償却累計額	832,180,457	建設仮勘定見返施設費	9,964,500
機械及び装置	470,905,770	<b>長期前受金</b>	<b>2,229,375,047</b>
減価償却累計額	1,005,796,217	長期リース債務	309,567,624
▲ 1,005,727,754		<b>固 定 負 債 合 計</b>	<b>41,477,455</b>
車両運搬具	68,463	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,580,420,126</b>
減価償却累計額	10,171,036		<b>5,320,893,262</b>
▲ 8,042,739			
工具器具備品	2,128,297	<b>純 資 産 の 部</b>	
減価償却累計額	7,232,212,314	<b>I 資本金</b>	
▲ 5,882,325,018		政府出資金	19,072,362,650
土地	1,349,887,296	<b>資 本 金 合 計</b>	<b>19,072,362,650</b>
建設仮勘定	6,119,000,000		
<b>有形固定資産合計</b>	<b>14,574,000</b>	<b>II 資本剰余金</b>	
		資本剰余金	658,873,492
<b>2 無形固定資産</b>		損益外減価償却累計額	▲ 6,829,761,239
ソフトウェア	73,561,564	損益外減損損失累計額	▲ 4,032,000
電話加入権	4,032,000	<b>資本剰余金合計</b>	<b>▲ 6,174,919,747</b>
<b>無形固定資産合計</b>	<b>77,593,564</b>		
<b>3 投資その他の資産</b>		<b>III 利益剰余金</b>	
権利金	65,508,571	前中期目標期間繰越積立金	421,997,093
その他	18,500	積立金	136,186,580
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>65,527,071</b>	当期未処分利益	13,184,083
<b>固 定 資 產 合 計</b>	<b>15,389,593,658</b>	(うち当期総利益)	(13,184,083)
<b>資 产 合 計</b>	<b>18,789,703,921</b>	<b>利 益 剰 余 金 合 計</b>	<b>571,367,756</b>
		<b>純 資 產 合 計</b>	<b>13,468,810,659</b>
		<b>負 債 純 資 產 合 計</b>	<b>18,789,703,921</b>

## 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

[単位：円]

科 目	金 額
経 常 費 用	
業務費	
給与・賞与及び手当	2,263,940,912
法定福利費	328,714,543
福利厚生費	10,624,230
退職手当	281,554,717
雑給	763,679,879
減価償却費	715,644,029
外部委託費	724,471,735
消耗品費	275,802,151
賃借料	56,649,278
修繕及び保守管理費	568,658,613
水道光熱費	200,804,387
旅費交通費	187,376,310
図書、通信及び印刷費	61,340,561
その他	204,991,127
	6,644,252,472
一般管理費	
役員報酬	56,959,415
給与・賞与及び手当	458,270,555
法定福利費	65,473,544
福利厚生費	1,809,114
役員退職手当	4,233,600
退職手当	37,334,855
雑給	45,882,907
減価償却費	56,464,403
外部委託費	28,459,291
消耗品費	3,902,862
賃借料	1,465,005
修繕及び保守管理費	40,866,670
水道光熱費	16,475,081
旅費交通費	22,554,447
図書、通信及び印刷費	6,305,589
その他	19,516,368
	865,973,706
財務費用	
支払利息	16,670,769
	16,670,769
雑損	26,250
経 常 費 用 合 計	7,526,923,197

[単位：円]

科 目	金 額	
経 常 収 益		
運営費交付金収益	5, 892, 741, 386	
運営費交付金収益	520, 055, 458	6, 412, 796, 844
資産見返運営費交付金戻入		
物品受贈益		
資産見返物品受贈額等戻入	26, 631, 211	26, 631, 211
受託収入		
政府受託収入	173, 692, 970	
その他受託収入	94, 354, 507	268, 047, 477
手数料等収入		
工業標準化関係手数料	39, 736, 866	
計量法関係手数料	52, 679, 720	
依頼検査手数料	53, 008, 300	
微生物等売却収入	113, 394, 198	
その他収入	15, 894, 958	274, 714, 042
講習関係業務収入		476, 879, 000
財務収益		
受取利息		397, 028
雜益		21, 134, 941
経 常 収 益 合 計		7, 480, 600, 543
経 常 損 失		46, 322, 654
臨 時 損 失		
固定資産除却損	17, 070, 814	17, 070, 814
臨 時 利 益		
固定資産売却益	16, 793	
資産見返運営費交付金戻入	16, 466, 858	
資産見返物品受贈額等戻入	462, 912	16, 946, 563
当 期 純 損 失		46, 446, 905
前中期目標期間繰越積立金取崩額		59, 630, 988
当 期 総 利 益		13, 184, 083